

[事案 17-17] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

- ・平成 17 年 9 月 26 日 裁定申立受理
- ・平成 19 年 8 月 23 日 和解成立

< 事案の概要 >

契約時における保険商品やリスクについての説明が誤っていたこと等により、契約は無効であるとして保険料全額の返還を求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

相続税対策の一環として、加入当時に祖父が相手方会社から受け取った満期保険金の一部を活用し、祖父から生前贈与を受けそれを保険料に充当する形で、平成 12 年 7 月、税制適格型個人年金保険(契約年齢 20 歳、60 歳年金開始、年払保険料約 200 万円)に加入した。しかし、下記のとおり、加入時において営業担当者の説明が誤っていたことが加入してから 4 年以上経過した時点で分かった。

加入時に、営業担当者から正しい説明を受けていれば、保険料の額も高額で、しかも払込期間もかなり長い本件契約のような個人年金保険に加入することなど考えられない。また、契約者である自分は、両親からの話で確かに加入申込書に署名したが、加入当時は自宅から離れて暮らしており、営業担当者には会ったことはなく、まして保険商品等について直接説明を受けたこともない。したがって、本件保険契約は無効であり、既払込み保険料全額を返還してほしい。

- ・加入直前に祖父が同社から受け取った満期保険金の運用方法として、両親が営業担当者からの勧めで、もう一つの保険(祖父を契約者・被保険者とする終身保険、年払保険料約 280 万)と合わせ加入した。その際、営業担当者は、祖父が受け取った満期保険金額の範囲内で、2 つの保険の保険料を 5 年間払込み、その後は払済みにすれば良いとの説明をし、両親はそれを信じて加入手続きをとった。
- ・ところが、加入して 5 年後に、払済みにしようと同社の別の営業担当者に確認したところ、加入した個人年金保険は払済みにすることが出来ないばかりか、その時点で解約した場合の解約返戻金は、既払込み保険料を大きく下回ることが判明した。

< 保険会社の主張 >

下記のとおり、本件契約締結に際しては営業担当者に誤った説明はなく、申立人およびその両親も何ら誤解することなく本件保険に加入したものであるため、申立人の申出に應ずることは出来ない。

- (1) 営業担当者が本件契約を 5 年間で払済みとする旨説明したことはなく、虚偽の説明をしたとする根拠となる書類などは申立人から一切提出されておらず、説明の具体的な内容などの主張もなされていない。
- (2) 申立人の祖父は、不動産事業を営み多くの資産を所有しており、営業担当者およびその上司は、申立人が本件契約に加入し祖父が保険料相当額を贈与税の非課税枠を活用して申立人に生前贈与することにより、相続税の対象となる財産を減らすことが出来る旨を申立人の両親に話をした。

その際、「提案書」に沿って保険の内容(保険料、保険金額、解約返戻金など)について説明し、解約返戻金の額も含め保険の内容について説明しており、申立人らが

誤解することはあり得ない。因みに本件契約は概ね 15 年程度で解約返戻金が支払保険料を上回り、以降その差が拡大していくものである。

(3) 申立人は営業担当者からの説明を両親から聞き、話し合ったうえで本件保険契約への申込みを決めたもので、申込みの際、営業担当者は申立人にも保険料やその払込期間および年金額など本件契約内容の概要を説明している。

< 裁定の概要 >

裁定審査会においては、申立書・答弁書等により審理するとともに、申立人の関係者（申立人の父と母）、営業担当者的上司(当時)から事情聴取を行った。それらの審理結果を踏まえ、本件申立契約を解約しても、継続しても当事者双方に相応の利益が得られることから、当事者双方に解決方法として、契約を継続するか解約するかを申立人の選択に委ねることにつき提案したところ、申立人より、解約したいとの意向が示され、同 19 年 2 月に本件契約は解約され、同年 8 月、当事者双方による解決経緯に関する確認書の調印をもって解決した。